

(エ)論文要旨

論 文 要 旨

申請者氏名 松本 栄子

申請学位 博士(安全保障)

主論文題目

米国の核不拡散に向けた経済制裁

U.S. Financial Sanctions against Nonproliferation

主論文要旨 (邦文は4,000字以内)
(外国語は2,000語以内)

添付別紙

経済制裁の先行研究の多くは「有効性」をめぐる議論が主流であり、総じて国際法学、人道的視点からの研究には蓄積があるが、その背後にある基軸通貨や金融機関の機能等の「環境面」から分析した研究は見られていない。このため、これらを考察する事はオリジナリティがあり、経済制裁研究に新たな知見を加える点で意義がある。

本論文では、核不拡散に向けた経済制裁の事例研究として、米国のイランと北朝鮮に対する経済制裁を扱う。米国のイランと北朝鮮においては、金融システムの敏感性相互依存の深化と基軸通貨の慣性が働くことにより、経済制裁の有効性を確保し、スマート・サンクションから「ジェネラル・サンクション」への質的変容が見られた事例であり、二つの問題提議を行う。

一つ目は、財政・金融上の措置と在外資産に対する措置に着目し、米財務省による在外資産に対する措置として「愛国者法」によるイラン制裁、バンコ・デルタ・アジア制裁、ならびに国際間の資金決済に使用される米ドル決済システムの経済制裁手段としての有効性を考察する。非米国系金融機関に遵守義務を科し、経済制裁の有効性に大きな影響を与える事を指摘する。次に、国連、ならびに外交政策としての経済制裁の効果の検証を通じて、冷戦以降の特定の人物に焦点を当てて制裁を課す「スマート・サンクション」の課題を指摘する。

二つ目は、2008年のリーマンショック以降、貿易の開放性が閉鎖性に向かい通商体制に変化と同盟体制の義務に重大な懸念が生じている。自国中心的な政策により、同盟国間の足並みが揃わず、経済制裁の実効性を弱める可能性があるが、金融市場における相互依存の深化と基軸通貨の慣性が働くことにより、基軸通貨としての地位を定着させる事で信用連鎖の構造を形成し、米国の経済制裁の有効性を維持する「ジェネラル・サンクション」への質的变化を指摘する。

米国においては、従来から「米財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)」による制裁措置があったが、2001年にさらに「愛国者法(USA PATRIOT ACT)」が制定された。米財務省による経済制裁の手法には二つあるが、いずれも国際金融の米ドル決済システム構造を活用したものである。

一つ目の手法は、米財務省外国資産管理室が国、団体、個人に対して経済制裁と禁輸措置を行う方法である。米国人と米国企業は、米財務省外国資産管理室が指定した制裁対象(国または個人)が保有する在米資産を凍結する義務が課せられる。また、米国内に営業拠点を置く外国の金融機関も国内機関と同様に制裁対象国の資産を凍結する義務が課せられる。

二つ目の手法は、「米財務省金融犯罪執行機関連絡室(Financial Crime Enforcement Network)」が所管する「愛国者法」は本来テロ対策を目的とするものである。特に同法で注目すべきは、司法管轄権の域外適用規定として「米国域外で行われた金融犯罪についても、手段や収益が米国を経由、また米国に存する限り米国内の金融犯罪に適用されるのと同じ罰則が適用される」(第317条、第323条、第377条)と定められている点である。その

意味するところは、米ドル取引は場所を問わず全て米国のマネー・ローンダリング規則の対象となるということである。

また、米財務省には米国内で営業する全金融機関に対し経済制裁対象と該当国の金融機関との取引関係を断つよう命令する権限が与えられている。もし同規定が適用されれば、外国企業あるいは個人は全世界で米国系金融機関と取引することが出来なくなり、実質的に米ドルを使って取引をすることができなくなる。現実の世界では、貿易取引に限らず、資本取引など様々な海外取引で米ドルが使われており、米ドルの使用が禁止されることになれば、実質的にビジネスの遂行が困難になる。同じ経済制裁でも、米ドルを基軸通貨とする米国の経済制裁は特別の意味を持っているのである。このように米財務省による経済制裁は、米ドルが国際金融取引における主要な決済通貨として利用されている事実を背景に、在米支店を有する非米国系金融機関にも資産凍結義務が発生する。これにより、自国の経済制裁を広範に適用出来る仕組みとなっている。

イランに対する措置は、2010年以降、米財務省が指定したイランの法人、団体、金融機関と取引を行った場合に、米国系金融機関との取引を禁止する「イラン包括制裁法 (Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act : CISADA)」が制定された。2012年には、2011年12月15日にイラン中央銀行と取引実績のある非米国系金融機関に対して、米国系金融機関との米ドル建取引を禁止する「2012年度国防授權法案 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012)」が施行された。非米国系金融機関とイラン中央銀行との全ての決済を禁じる事で世界各国にイランに対する原油の禁輸措置を強制するものであった。被制裁国に対して包括的制裁を課し、冷戦以降の特定の人物に焦点を当てて制裁を課す「スマート・サンクション」から質的变化が見られる。

また、北朝鮮に対する制裁措置においても同様の变化が見られ、2016年に北朝鮮との繋がりを維持する外国企業に対して、広範な二次制裁を課す「北朝鮮制裁および政策関連法 (North Korea Sanctions and Policy Enforcement Act of 2016)」が制定された。これは、北朝鮮との貿易取引を継続する中国に対して制裁に協力させる事を狙ったものである。このように、米国による経済制裁は、自国の経済制裁の有効性を高めるために、第三国に対して米ドル建取引と米国が関与する取引だけでなく、米ドル以外の通貨建取引についても遵守義務を拡大する事で、国内の政策を世界各国に強制する手法に変化しつつある。

その一方で、2008年9月15日のリーマンショック以降、貿易の開放性が閉鎖性に向かい、国家間の亀裂を深め、同盟体制の義務に重大な懸念が生じている。自国中心的な政策により、同盟国間の足並みが揃わず、経済制裁の実効性を弱める可能性があるが、基軸通貨の慣性が働くことにより、基軸通貨としての地位を定着させる事で信用連鎖の構造を形成し、米国の経済制裁の有効性を維持している。本論文の構成は以下の通りである。

「はじめに」は、2001年の同時多発テロ以降の安全保障の変容に伴う、国際社会の動向

を振り返り、経済制裁の歴史的展開を概観する。

第1章は「1990年代以降の経済制裁動向」と題し、1990年代以降の経済制裁の対象が国家から特定の有責の指導者や特権階級へ変容した。これに伴い、経済制裁の手段も制裁対象者の資産凍結を行うスマート・サンクションとして、金融上の措置が有効な手段として用いられている事を指摘する。

第2章は、第二次世界大戦以降、核兵器と長距離ミサイルの出現により、「軍事力」を主体とした伝統的な安全保障から「経済力」による間接的な安全保障に替わり、核拡散、大量破壊兵器の不拡散、テロへの資金移転を防止する手段として経済制裁が注目されるようになった事を概観する。

第3章は「米国による経済制裁」と題し、米国による経済制裁の歴史的展開を概観し、米ドル決済システム構造を背景とした資産凍結機能について分析を行う。クロスボーダー取引に係る決済機能として使用されているコルレス銀行業務の構造、ならびに2001年9月11日に発生した同時多発テロを契機として制定された「愛国者法」の成立の背景、制定に至る審議の過程、その特徴を分析し、米国法の特徴である域外適用として第三国における非米国系金融機関の資産凍結機能を考察する。伝統的な米財務省外国資産管理室による経済制裁を採り上げ、米ドル決済システム構造と国際的なメッセージ通信を提供する組織SWIFTの役割、ならびに非米国系金融機関への影響について考察する。

第4章、第5章は、米国のイランと北朝鮮に対する経済制裁として、特定の人物に焦点を当てて制裁を課す「スマート・サンクション」から第三国に対して二次制裁を課す事でイランとの取引回避を狙った「ジェネラル・サンクション」への質的变化が見られる。本章では米国のイランと北朝鮮に対する経済制裁の事例研究として、米国の第三国に対する「ジェネラル・サンクション」の機能を考察する。

第6章は、「資産凍結機能と経済制裁の有効性」と題し、「愛国者法」、第4章、第5章で考察した米国のイランと北朝鮮に対する経済制裁を踏まえて、米ドル決済システム構造に見る経済制裁の有効性を分析する。米ドル資産の凍結を行っても、北朝鮮に対する二度にわたる国連安保理決議の採択、バンコ・デルタ・アジア制裁において中国、ロシアの友好国による経済活動の継続により、北朝鮮は米ドル以外の通貨建による外貨獲得が可能となるため、米財務省による経済制裁の効果は限定的である。一方、イランに対しては経済制裁の緩和を条件に結び付ける事で核開発の透明性を確保し、核開発の制約に結び付ける事が出来た事、2015年にイランが「包括的共同作業計画(JCPOA)」に合意し、核開発のテーブルについての事を考えれば、一連の経済制裁は効果があった事を指摘する。

第7章は、「経済制裁と基軸通貨」と題し、金融市場における相互依存の深化と基軸通貨の慣性が働くことにより、基軸通貨としての地位を定着させる事で信用連鎖の構造を形成し、米国の経済制裁の有効性を維持する事を考察する。

「おわりに」は、経済制裁の実効性を高める為には、グローバルな金融機関として規範遵守とガバナンス強化が不可欠である事を指摘し、我が国の金融機関における「外国為替

及び外国貿易法」に基づく制裁措置に関して、金融実務の観点から見ても遵守する義務を金融機関等のみ限定するのではなく、監督当局の情報開示により国民一人一人にもその重要性、必要性を認識、理解させなければならないと提言する。

以上